

学校いじめ防止基本方針

I いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒が教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、決して許されるものではない。

いじめの問題は、学校が一丸となって組織的に取り組むことを第一義とし、家庭、地域、及び関係機関等の協力を得ながら、社会総掛かりで対峙することが必要である。また、いじめの問題の解決には、生徒にいじめを絶対に許さないという意識と態度を育てることが大切である。

こうした中、本校は、目指す学校像を「明るくさわやかな学校」と掲げ、敬愛と信頼に結ばれ、あたたかい人間関係にあふれている学校づくりに取り組んでいる。特に、いじめを生まない風土を築くとともに、すべての生徒が生き生きと学習、学校行事、部活動に取り組める環境づくりを重点としている。

その実現のために、校長のリーダーシップのもと、全教職員がいじめの問題に対する感性を高め、組織的にいじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組んでいくこととする。

2 いじめの定義

いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童等が行う、心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめの基本認識

- (1) いじめは、どの生徒にも起こりうることである。
- (2) いじめは、人間としての存在、人権を根底から否定し、侵害するものであり、決して許される行為ではない。
- (3) いじめは、子どもにとって、健やかな成長を阻害するだけでなく、将来に向けた夢や希望を失わせるなど、長期間にわたり深刻な影響を与えることがあるものである。
- (4) いじめは人間関係のトラブルを機序としているため、いじめられた側及びいじめた側の両方の児童生徒、並びにそれを取り巻く集団等に対し、適切な指導と支援が必要である。
- (5) いじめは、学校、家庭、地域社会など、すべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- (6) いじめはその行為の態様により、その解決のために関係機関との連携を図る必要がある。
- (7) SNS等による言葉のやり取りが人間関係のトラブルを生んだり、ネット上でいじめを加速したりさせ、現実の学校生活でのいじめにつながることを重く認識し、その兆候が見られた場合は早期に事実の確認をし、指導の方針を立てていく必要がある。

II いじめの未然防止のための取組

1 教職員による指導について

- (1) 学級が生徒の心の居場所となるよう配慮し、安心・安全な学校生活を保障するとともに、生徒が互いことを認め合ったり、心のつながりを感じたりする「絆づくり」に取り組むなど、学級指導の充実に努める。
- (2) 自己有用感や自尊感情を育むため、生徒一人ひとりが活躍し、認められる場のある活動を推進するなど、特別活動の充実に努める。
- (3) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を養うため、全ての教育活動を通じて、道徳教育及び体験活動等の充実に努める。
- (4) 各教科等の授業を通して生徒に達成感・成就感をもたせることを意識し、わかる授業づくりに取り組む。
- (5) 保護者、地域住民及びその他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒の自主的・主体的活動に対する支援を行う。

2 生徒に培う力とその取組

- (1) 自分も他人も共にかけがえのない命を与えられ、生きていることを理解し、他者に対してあたたかい態度で接することができる思いやりの心を育む。
- (2) 学級活動や生徒会活動などの場を活用して、生徒自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え、主体的に取り組もうとする力を育む。
- (3) 諸問題について話し合っ解決する活動を通し、望ましい人間関係や社会参画の態度を育てるとともに、違いや多様性を超えて合意形成をする言語能力の育成を図る。
- (4) 「心と体の健康観察」を活用した心のサポート授業等を通して、生徒一人ひとりのセルフケアやストレスマネジメントの力を高める。

3 いじめ防止等の対策のための組織

本校は、いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「生徒指導委員会（いじめ対策委員会）」を設置する。

(1) 構成員

校長、副校長、主幹教諭、教務主任、生徒指導主事、各学年主任、養護教諭

(特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー、PTA会長、スクールソーシャルワーカーは必要に応じて委員会に参加する。)

(2) 役割

学校がPDCAサイクルで組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。

○学校基本方針に基づく具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割

○いじめの相談・通報の窓口としての役割

○いじめ事案及びいじめの疑いに関する情報に係る情報の収集と記録、共有を行う役割

○いじめの疑いに係る情報があったときには緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を決定する役割

(3) 取組内容

- ①いじめ防止基本方針の策定，年間指導計画の作成（道徳教育の全体計画への位置づけ）
- ②いじめに関わる研修会の企画・実施
- ③未然防止の取組（ホッとルームの開設，ＳＣの活用など）
- ④早期発見の取組（アンケート及び教育相談の実施と情報共有など）
- ⑤いじめ防止にかかわる生徒の主体的な活動の支援
- ⑥いじめ事案への組織的対応についての検証（第三者的立場の方による分析・評価）

(4) 委員会の開催時期

月一回を定例会とし，いじめ事案の発生時は緊急開催し，事態の収束まで随時開催とする。本委員会は運営委員会，学年主任会等で置きかえて開催することができるものとし，事案に応じて即時に対応可能な体制を作る。

4 生徒の主体的な取組

- (1) 生徒会による「上中三本柱」等の取組
- (2) 好ましい人間関係づくりをねらいとした生徒会行事や取組
- (3) 被災地への支援活動及びボランティア活動等，人権意識を高める活動への積極的参加

5 家庭・地域との連携

- (1) 学校いじめ防止基本方針を，学校通信に掲載するなど，啓発活動に努める。
- (2) P T Aの各種会議で，いじめの実態や指導方針について，適宜，情報提供を行い，保護者や地域に理解と協力を呼びかける。
- (3) 上田中学校区教育振興推進協議会の活動を通じて，家庭・地域社会・学校が一体となった生徒の健全育成に努める。

6 教職員研修

いじめ防止等のための対策に関する校内研修を年1回以上実施し，いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

- (1) いじめに関わる校内研修
- (2) いじめ問題への取組についてのチェックポイントによる自己診断 など

Ⅲ いじめ早期発見のための取組

1 いじめ早期発見のために

- (1) いじめや人間関係のトラブルで悩む生徒が相談しやすいよう，日頃から教職員と生徒が信頼関係を築くように心がける。
- (2) 生徒の観察については，いじめ行為の発見だけに限定することなく，生徒の表情や行動の変化，あゆみノートの記事等にも配慮する。
- (3) いじめは大人の見えないところで行われるため，授業中はもとより，部活動や休み時間，放課後においても，生徒の様子に目を配るよう努める。
- (4) 遊びやふざけ合いのように見えるいじめ，部活動の練習のふりをして行われるいじめなど，把握し難いいじめについても，教職員間で情報交換をしながら発見に努める。
- (5) インターネット上のいじめが疑われる、またはいじめにつながるような不適切な書き込み等を

- 発見するため、ネットパトロール等の手立てをとりながら情報を収集する。
- (6) いじめの兆候に気づいたときは、教職員が、速やかに予防的介入を行う。
- (7) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

2 いじめアンケート及び教育相談の実施

いじめを早期に発見するため、生徒や保護者からの情報収集を定期的に行う。

- (1) 生徒を対象としたアンケート調査 月1回（各月末）
- (2) 保護者を対象としたアンケート調査 年1回（11月）
- (3) 教育相談を通じた生徒からの聞き取り調査 年1回（10月）

※ 週1回優先日を設定

3 教育相談窓口の紹介

いじめの兆候を発見したときは、関係する教職員で迅速に情報を共有し、適切な対応を行う。本校におけるいじめの相談窓口担当を下記の通りとする。

- ◆ 日常の窓口相談（生徒及び保護者）・・・・・・・・・・ 全職員で対応
- ◆ 地域からのいじめ相談窓口・・・・・・・・・・ 副校長，主幹教諭，生徒指導主事
- ◆ スクールカウンセラーの活用・・・・・・・・・・ 教育相談担当（生徒指導主事）

いじめられている生徒が、いじめを大人に打ち明けることによって、場合によっては、いじめがエスカレートする可能性があることを十分に認識し、その対応について細心の注意を払うこと。

IV いじめの問題に対する早期対応

1 いじめに対する措置の基本的考え方

- (1) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、特定の職員が抱え込むことなく、速やかに組織的な対応をする。
- (2) いじめられている生徒及びいじめを知らせた生徒の身の安全を最優先に考えるとともに、いじめている側の生徒には、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導にあたる。
- (3) いじめ問題の解決にあたっては、謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことを大切にする。
- (4) 学級担任のみならず学年職員、部活動顧問等全教職員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関と連携して対応にあたる。

2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめを発見したときは、その場でいじめの行為をやめさせ、事実関係を明らかにする。
- (2) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、校長の指示の下、速やかに「いじめ対策委員会」を開催し、全ての教職員の共通理解の下、役割分担をして問題の解決にあたる。
- (3) いじめの事案について、生徒指導として対応して解決にあたる事案であるか、警察への通報を要する事案であるかを判断し、適切に対応する。
- (4) いじめを訴えている生徒や保護者に寄り添い、最善の解決の方向性と合意形成を図りながら、関係者からの情報収集を綿密に行い、事実確認をする。
- (5) いじめの事実が確認された場合は、まず、いじめを受けた生徒や知らせてきた生徒の安全を確

保し、直ちにいじめたとされる生徒に対して事実を確認した上で、いじめの行為をやめさせるとともに、加害生徒及びその保護者に深い反省と変容を促し、被害生徒の学校生活への不安を取り除くよう努める。

- (6) いじめを受けた生徒が学校生活に不安を抱えている場合、複数の教職員で見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。また、いじめられた生徒が安心して教育を受けるために必要があると認められたときには、保護者と連携をとりながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- (7) いじめを受けた生徒の心を癒すため、また、いじめを行った生徒が適切な指導を受け、学校生活に適応していくため、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を図り、指導にあたる。
- (8) いじめの解消とは、「①いじめに係る行為が少なくとも3か月止んでいること」「②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の2つの要件が満たされている必要がある。ただし状況に応じて、他の事情も勘案しながら慎重に判断する。

3 いじめが起きた集団への対応

- (1) いじめを見ていた生徒に対して、自分の問題としてとらえさせる。
- (2) 学級等該当集団で話し合いなどを行うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、当該集団から根絶しようと態度を行き渡らせる。
- (3) 全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めるよう、教職員全体で支援する。

4 警察との連携

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、盛岡市教育委員会及び盛岡東警察署と連携して対処する。

〔いじめが抵触する可能性がある刑罰法規の例について〕

刑 法	事 例
暴行（刑法第208条）	プロレスと称して同級生に殴る、蹴るなどの暴力をふるった。
恐喝（刑法第249条）	因縁をつけた上で、現金等を巻き上げた。
傷害（刑法第204条）	顔面を殴打し鼻骨骨折などのケガを負わせた。
強要（刑法第223条）	コンビニで万引きさせた。家の現金を持ち出させた。
窃盗（刑法第235条）	かばん等の所持品を盗んだ。
器物損壊等（刑法第261条）	携帯電話を故意に破損させた。教科書やノートを破いた。
強制わいせつ（刑法176条）	無理矢理に服を脱がせて裸にした。

5 ネットいじめへの対応

- (1) SNS等インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、「いじめ対策委員会」で情報を共有するとともに、被害の拡大を避けるため、盛岡市教育委員会と連携し、プロバイダなどに情報の削除を求める。
- (2) SNSに起因するいじめは本人や教職員が知り得ないところで起こっている可能性を認識し、兆候が見られた場合には速やかに情報収集、事実確認に努める。
- (3) 生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに盛岡東警察署に

通報し、適切な援助を求める。

- (4) インターネットの利用環境について、パソコン、携帯電話やスマートフォン等、家庭で操作する端末が大部分であることから、家庭の協力を得て未然防止等に取り組む。

V 重大事態への対処

1 重大事態とは

- (1) いじめにより、本校に在籍する生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

ア 生徒が自殺を企図したとき

イ 身体に重大な障害を負ったとき

ウ 金品等に重大な被害を被ったとき

エ 精神性の疾患を発症したとき

オ 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされた場合

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえることとするが、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合は、市教育委員会または学校の判断により、迅速に調査に着手する。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして対処する。

2 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、速やかに盛岡市教育委員会に報告する。

3 重大事態の調査

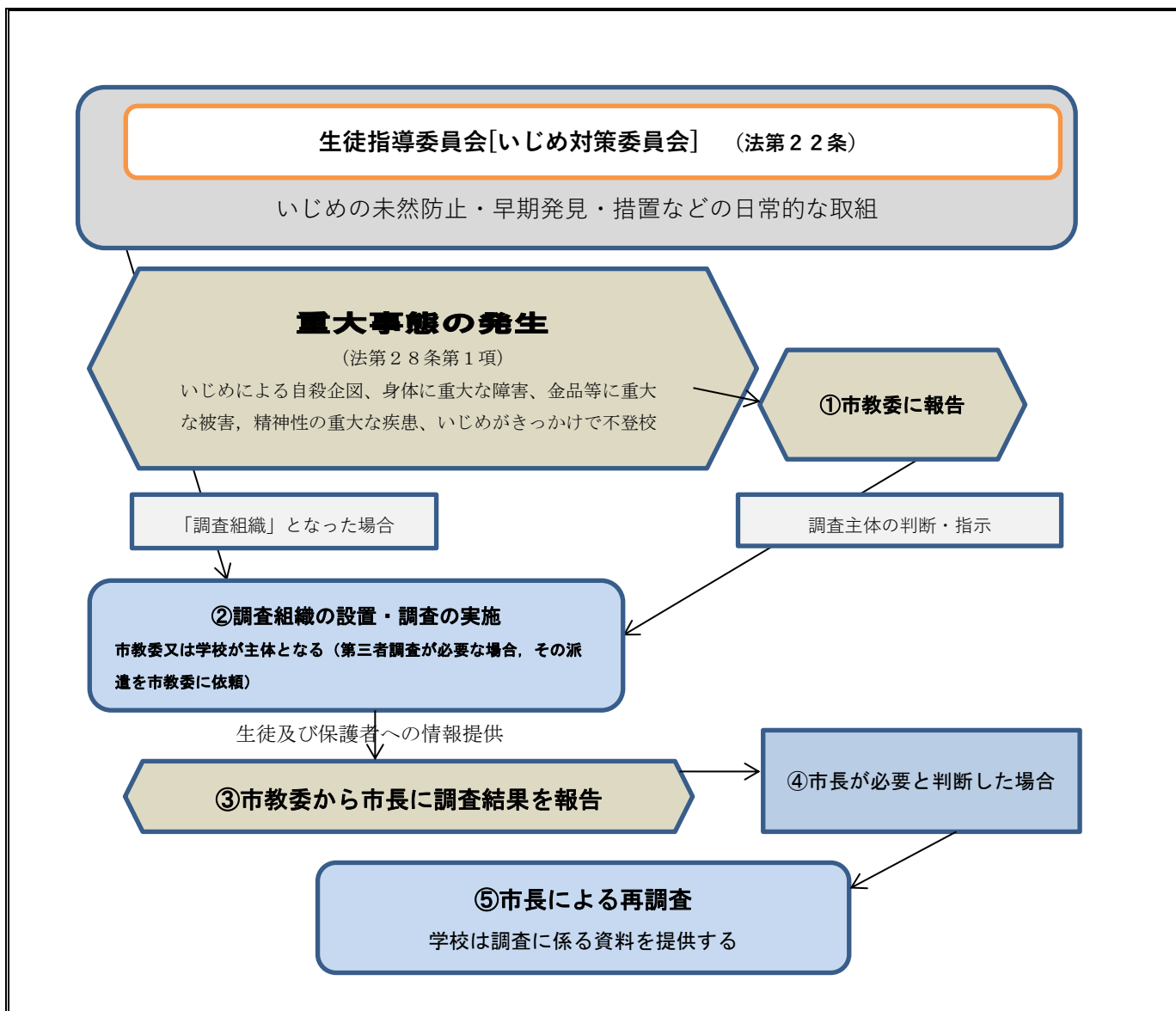
◆学校が調査の主体となる場合、盛岡市教育委員会の指示・指導のもと、以下の通り対応する。

- (1) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、本校の「いじめ対策委員会」が中心となり、全職員体制で速やかに行う。
- (2) 調査の際には、重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加えるとともに、いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。
- (3) 被害生徒及び被害生徒保護者に対し、調査方針等の説明を行う。
- (4) 調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- (5) 調査結果を盛岡市教育委員会に報告する。
- (6) いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、調査によって明らかとなった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により情報提供する。
- (7) いじめを受けた生徒及びその保護者の意向を配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切に情報提供するとともに、解決に向けて挙力を依頼する。
- (8) 「いじめ対策委員会」で再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組む。

◆盛岡市教育委員会が調査の主体となる場合、盛岡市教育委員会の指示のもと、資料の提出等調査に協力する。

※次ページ図1参照

[図1]



VI 学校評価

いじめの把握及びいじめに対する措置を適切行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- いじめの未然防止にかかわる取組に関すること
- いじめの早期発見にかかわる取組に関すること